

# 国内スキー一等安全基準

平成6年8月改訂版

全国スキー安全対策協議会

## はじめに

### ○ 安全基準必要の根拠

スポーツはすべて、どのように注意してもそれ自体に危険を内蔵しているくらいがあります。中でもスキーはスピードを伴い、自然環境のなかでめいめいが自由に振舞う個人スポーツであって、危険を避けるためにはそれなりの知識を持ち、滑走に当っては絶えず緊張と適切な判断力が求められるという独特な性格を持っています。そのうえ、コース上の賑わいが益々進むいま、スキーをはじめ雪上のスポーツにかかわる人々には、安全に対する配慮が他のどのスポーツにも増して一層きびしく要求されます。

近年特に、正しい知識の普及・用具の性能の向上・スキー場の安全対策の推進などで傷害事故防止の努力が進められていながら、スキーヤー同士や物体との衝突事故が目立ち、なお重大事故が発生します。スキー以外の雪上のスポーツの事故も混じるようになってきました。事故に基づくさまざまな紛争も増えるおそれがあります。これらは、まことに悲しむべき事態であるとともに、スキーの健全な繁栄のためにも憂慮すべきことであります。

### ○ 安全基準策定の事情

1900年代に入る頃からヨーロッパやアメリカでは、規制が過ぎてスキー本来の魅力を失うことのないよう“許容限界”を求めながらも、人々の生命・身体・財物の保護という一般的原則に基づいて、事故を防ぐための措置と行動の規範を示すことが、スキースポーツの健全性を維持するために必要と考えられてきました。そこでこれらの地域では、早くから「スキーヤーの行動規範」や「ウィンタースポーツ地域の安全確保に対する最低基準」などを定めて、その普及と推進に努めています。さらに進んで、国や自治体がスキーにかかわる人々が遵守すべき安全義務を法令で定めている例もあります。

わが国でも、不幸な事故を防ぎ、スキーをはじめ雪上のスポーツを安全で楽しいものにするために、それらのスポーツにかかわる人々の合理的で統一的な安全義務を明らかにし、手引きする必要が痛感されます。またそれが、本協議会創設の時に掲げた理念と期待に応える緊急の課題であると判断しました。この安全基準の初版は、内外諸先輩の業績に導かれながら、現在の国際的な社会通念に基づき、全国スキー安全対策協議会が数年にわたる調査研究の末、1989年に公表したものであります。

## ○ 1994年改訂について

最初の公表から5年が経過しました。策定に当ってはもちろん、改訂に際しても熱心な提言がおびただしく寄せられ、各界おおぜいの参加によって成案が生まれたことに深く感動しております。また草案の起草中に、スキー事故の民事訴訟事件の判断の参考に採り上げられたことなど思わぬ反響もありました。この10年来スキー事故に数多くの裁判事例が出されてきた点をも参考として見直しを進めて参りましたが、逐一検討を繰り返すとともに、易しい言葉づかいに努めながら文章整理を行い、条項の置き替えと加除・改廃を少しばかり加え1994年改訂版としました。

平成6年(1994)8月29日  
全国スキー安全対策協議会

## 第1章 総 則

### (目 的)

1-1 この基準は、スキー場に於けるスキーその他の雪上のスポーツや遊びに関する統一的な安全義務を明らかにし、それによって、わが国のスキーを中心とする雪上のスポーツの安全を高め、その健全な発展を図ることを目的としています。

### (用語の定義)

1-2 この基準の第2章以下では、次に挙げる言葉を、それぞれここに定義した意味で用いるものとします。

#### (1) スキー

スキーはもちろん、ソリやスノーボードなど雪上を滑るための器具を用いて滑降や滑走を楽しむスポーツや遊びをいうほか、パラグライダーやスノーモビルなどその他の器具や乗り物を用いたり、また、それらを用いないで行う雪上のスポーツや遊びをすべて含みます。

#### (2) スキー場

前項にいうスポーツや遊びのために設けられているコース・ゲレンデ・連絡路のほか、運輸施設・管理施設・サービス施設などの付帯施設の敷地を含んだ区域で、スキー場管理者によって指定された範囲をいいます。

#### (3) スキー場管理者

スキー場の安全な維持管理について責任を負う、個人・法人・地方自治体

その他の団体をいいます。

(4) スキーヤー

(1)にいうスポーツや遊びをするためにスキー場に入っている人のほか、それ以外の目的でスキー場に入っている人をすべて含みます。ただし、勤務中のスキー場職員は除きます。

(5) 引率者

スキー場で、個人やグループまたは団体を、案内・指導・監督・介護する人をいいます。

(6) コース

スキー場で、主にスキーをするために設けられた雪面や雪みちをいいますが、来場者のさまざまな利用のために設けられている、すべての雪面や雪みちを含みます。

(7) スキー場（またはコース）の開放

スキー場の全部（またはその一部コース）を、一般のスキーヤーに利用させるよう開場することをいいます。

(8) スキー場（またはコース）の閉鎖

スキー場の全部（またはその一部コース）を、一般のスキーヤーに利用させないように閉場することをいいます。

(9) リフト

主にスキーヤーの輸送を目的としてスキー場に設置された、すべての運輸施設をいいます。

(10) 乗客

スキー場の運輸施設により運ばれている人はもちろん、その運輸施設内に入っている人も含みます

(11) 安全地帯

スキー場で、リフトの乗客やスキーヤーの安全を図るために設けられた、ロープ・網・柵などで囲った場所をいいます。

(12) 用具の提供

(1)にいうスポーツや遊びに用いる用具の制作・販売・賃貸などの営利的な行為のほか、それらの用具を無償で譲ることや貸すことも含みます。

（この基準の準用）

1-3 この基準は、スキー場以外の場所で、スキーやその他の雪上のスポーツや遊びをするときにも、可能な範囲内で準用されるものとします。

- 第2章 スキーヤーの安全基準
- 第3章 引率の安全基準
- 第4章 競技の安全基準
- 第5章 スキー場管理者の安全基準
- 第6章 リフト事業者の安全基準
- 第7章 リフト乗客の安全基準
- 第8章 用具の安全基準

上記は、全国スキー安全対策協議会が策定する「国内スキー等安全基準」の抜粋です。各章の中身につきましては、出来るだけ早く紹介させていただきたいと思っております。尚、yamabokuワイルドスノーパークの無料休憩所ではいつでも閲覧できるようになっていますので、ご自由にご覧下さい。